

社会体育等に関する各種大会参加費用の補助金交付要領

制定 平成 20 年 5 月 1 日

改正 平成 23 年 1 月 27 日

令和 2 年 3 月 13 日

令和 6 年 8 月 27 日

第 1 趣 旨

この要領は、「体育又は文化に関する各種大会等参加費用の補助に関する規程（昭和 59 年規程第 15 号。以下「規程」という。）」において、「大野城市立中学校部活動大会参加費助成事業補助金交付要綱（令和 6 年要綱第 6 0 号）」に定める大会以外で、スポーツ課が交付する社会体育等の大会への参加費用の補助金交付について定める。

第 2 補助対象者

規程第 2 条第 1 項に定める「補助対象者」には、県の選考会等において県代表選手に選出されたものも含めるものとする。また、規程第 2 条第 1 項各号に定めるもののほか、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本市に在住する者。ただし、次のものは、市内外を問わない。
 - ① 規程第 2 条第 1 項第 1 号により参加する児童生徒の引率教員又は学校長が認めた外部コーチ（以下「教員等」という。）
 - ② 規程第 2 条第 1 項第 2 号により参加する大野城市スポーツ少年団の監督及び教育委員会が認める引率者。
- (2) 市外の団体の監督として参加する者でないもの
- (3) アマチュア競技者
- (4) この補助金の交付を同一年度に受けたことがない者（補助対象者が異なり、監督及び引率者が同一の場合を除く。）。ただし、九州大会（全国大会の予選）を勝ち進み全国大会に参加する場合は、九州大会と全国大会それぞれに補助対象者としてすることができる。

第 3 対象大会

規程第 2 条第 1 項第 2 号に定める「国県及びこれらの関係団体主催による大会等」とは、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 福岡県外で開催される大会であること。ただし、佐賀県鳥栖市、神崎市、神埼郡及び三養基郡を除く。
- (2) 福岡県大会などの予選大会、記録会又は選考会があった大会であること。
- (3) 次のうちのいずれかが主催（共催及び主管を含む。）している大会であること。また、次の①が後援している大会も、補助の対象とする。
 - ① 国又は都道府県（教育委員会を含む）
 - ② 財団法人日本スポーツ協会（日本スポーツ少年団を含む）又は財団法人日本レクリエーション協会（以下「日本スポーツ・レク協」という。）
 - ③ 日本スポーツ・レク協に加盟・準加盟している団体

- ④ 日本スポーツ・レク協に加盟している団体の九州地区組織
- ⑤ オリンピック・パラリンピック競技（ユース・ジュニアオリンピックを含む）であり、全国単位で大会を実施している組織

第4 本市への寄与等

規程第2条第1項第2号に定める「本市教育の振興に寄与し今後とも貢献すると認められるもの」とは、次のいずれかとする。

- (1) 中学生以下の者
- (2) 公益財団法人大野城市スポーツ協会に加盟している団体の会員である者
- (3) 大野城市スポーツ少年団の指導者又は団員である者
- (4) 市民で、市外団体に活動している者
- (5) 県民スポーツ大会で大野城市の代表として参加した者又は参加見込みの者
- (6) 大野城市スポーツ・レクリエーションリーダーバンクに登録している者又は登録見込みの者
- (7) その他、教育長が本市教育の振興に寄与し今後とも貢献すると認める者

第5 大会等参加者

規程第2条第2項第1号に定める「教育委員会が定める数」とは、当該大会等の開催要項等で定められた選手及び監督（1名）までとし、実際に参加した者とする。

第6 引率者

規程第2条に定める「引率者」とは、選手と行動をともにする者とする。

第6の2 引率者数

規程第2条第2項第2号に定める「教育委員会が定める数」とは、次のとおりとする。

なお、引率者数には、監督を含まないものとする。

- (1) 児童生徒の選手を引率する者については、次の人数以下とする。ただし引率者は最高3名までとし、次の計算による。

なお、第5に定める監督がいない場合は、引率者の人数を最低1名認める。

（参加選手人数／5） （小数点以下切り捨て）

〔参加選手人数には市外者の参加選手は、含まない〕

- (2) 児童生徒以外の選手を引率する者については、補助の対象としない。
- (3) 市外団体に所属する児童生徒の引率は対象としない。

第7 補助金の額

規程第3条第1項に定める額とする。

第8 他からの補助

他から補助金がある場合の市の補助交付額は、次の差し引き額とする。

（他から補助金が無いものとして算出した（団体への）補助金額）－（他からの（団体への）補助金額）

なお、規程第3条の限度額については、「他から補助金が無いものとして算出した補助金額」に適用する。

第9 申請者

申請者は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ協会会員については、加盟している競技種目団体の長とする。
- (2) 規程第2条第1項第1号により参加する市立中学校の生徒及び教員等については、学校長とする。
- (3) 大野城市スポーツ少年団の指導者及び団員については、大野城市スポーツ少年団本部の長とする。
- (4) その他は、参加者個人とする。ただし、参加者が未成年者の場合はその保護者とする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日以降の大会から適用する。

この要領は、令和6年8月27日以降の大会から適用する。